

少年法「改正」法案に対する会長声明

- 1 2008年1月25日、法制審議会少年法部会（被害者関係）は少年法「改正」要綱（骨子）を採択し、同年3月7日少年法「改正」法案は国会に上程された。

この「改正」法案では、犯罪被害者等による少年審判の傍聴が可能となる規定の新設、記録の閲覧・謄写を認める要件の緩和が規定されているが、少年法の理念、目的から問題があり、少年に対する教育的機能を阻害するものであり、当会はこの「改正」法案に反対し、見直しを強く求めるものである。

- 2 犯罪被害者等による少年審判の傍聴を認める規定について。

確かに、被害者等が、事件の原因、内容、加害少年自身の性格、処分の決定経過を知りたいと思うことは、もっともなことである。

しかし、他方で、加害少年は、まだ成長段階で、精神的に未熟であり、またその非行の背景に複雑な家庭環境を抱えている場合が多い。一方で、可塑性にとみ教育的効果が大きく表れる成長段階でもある。そこで、少年事件においては、少年の更生のため、心理面、福祉面、教育面などの専門家が少年の非行の背景にあるものを調査し、その調査を踏まえて、少年審判は、非行に至った事情（事実と心情）を、少年に率直にありのままを話させ、また裁判官からの懇切な聴き取り働きかけを行うことで、少年に内省を深めさせる教育的効果をもっている。

すると、少年審判廷という狭い中で、被害者が同席することで、少年が萎縮し十分な発言ができなくなり、十分な問題点の解明がなされずに、結果として、審判における教育的機能の低下や、被害者の知りたかった真実の解明がなされないことにもなる。また、審判廷では、非行の背景を解明するために、少年や少年の両親に対してプライバシーに関わることに深く立ち入っていたが、被害者が同席することで、このような発言が裁判官や少年等によって控えられるおそれもある。

さらに、少年の内省に向けた審判が、責任追及の場となり、少年審判の教育的機能が損なわれるおそれもある。

したがって、被害者等の少年審判の傍聴を認めることは、少年法の理念・目的から問題があり、少年審判の教育的機能を阻害するなど弊害があまりにも大きい。

他方、被害者の知る手段は現行法でも、記録の閲覧・謄写（５条の２）、被害者の意見聴取手続（９条の２）、審判結果の通知（３１条の２）があり、それによって相当の事実が知ることができる上、それらの制度の充実や周知徹底で対応が可能である。また、被害者の希望に応じて少年審判の様子を家裁調査官もしくは審判官が直接被害者に説明するなどの制度の新設を積極的に検討することで対応すべきである。

以上より、被害者等の傍聴によって、少年法が予定している審判が実現されないおそれがあるため、当会は、犯罪被害者等による少年審判の傍聴を認める規定に反対である。

3 記録の閲覧・謄写を認める要件の緩和が規定について

記録の閲覧・謄写を認める要件の緩和については賛成である。しかし、その範囲については再考されるべきである。少年の非行の背景を解明するため、法律記録の中においても、少年の出生の秘密や家族関係、精神面、肉体面の医学的所見など少年のプライバシーに深く関わる記載が多くある。これら少年のプライバシーに深く関わる部分については、閲覧・謄写の対象から除外されるべきである。

以上

2008（平成20）年4月30日

佐賀県弁護士会会長 浜田 恒